

## ファクトシート:UNFCCC 用語

**締約国会議 (COP)** : 条約の「最高機関」、すなわち最終的な意思決定を行う権限を有する機関で、すべての条約締約国によって構成されます。

**締約国会合 (CMP)** : 締約国会議は、京都議定書の締約国の会合 (CMP) としての役割も果たします。CMP は COP と同じ会期で開催されます。条約の締約国であるが議定書の締約国でない国はオブザーバーとして CMP に参加できますが、決定に参加する権利はありません。議定書に関する CMP の機能は、COP が条約について果たす機能とほぼ同じです。

条約は常設補助機関として、**科学上および技術上の助言に関する補助機関 (SBSTA)** と **実施に関する補助機関 (SBI)** の 2 つを設けています。これら補助機関は COP に助言を行い、それぞれが特定の権限を与えられています。

**SBSTA** の任務は、その名のとおり科学的、技術的、方法論的事項に関する助言を COP に提供することです。**SBI** は条約の実施に関するすべての事項について COP に助言を行います。

京都議定書の下での**附属書 I 締約国のさらなる約束に関するアドホック作業グループ (AWG-KP)** : 2005 年の国連気候変動会議で、京都議定書締約国は 2012 年以降の期間に関する附属書 I 締約国のさらなる約束を検討するプロセスを立ち上げました。その結果、京都議定書締約国による制約のないアドホック作業グループが設置されました。同グループはそのプロセスを実施し、かつその進捗状況について各 CMP 会期に報告します。

条約の下での**長期的協力の行動のためのアドホック作業グループ (AWG-LCA)** : 2007 年の国連気候変動会議の閉会にあたって採択された「バリ・ロードマップ」は、国際的な気候変動対策強化に欠かせないさまざまな行程を示す前向きな決定を数多く含んでいます。「バリ・ロードマップ」の中核をなすのは、条約の全面的かつ効果的实施を可能にする 2 カ年プロセスの確立です。本プロセスは AWG-LCA と呼ばれる新たな交渉グループで進められており、2009 年までに合意された成果に達することになっています。